

邑楽南地区地区計画における変更（R.8.1.1）の都市計画決定の流れ

下記の手続きを経て、邑楽南地区地区計画は都市計画決定されました。

原案の作成

■都市計画法第16条第2項に基づく意見の聴取

《都市計画(原案)の縦覧》

内容：邑楽南地区地区計画の変更（原案）

期間：令和7年6月11日から令和7年6月25日（土・日曜日、祝日を除く）

時間：午前8時30分から午後5時15分

場所：役場都市計画課

※縦覧期間は終了しました。

《意見の受付》

受付期間：令和7年6月11日から令和7年7月2日

提出：直接または郵送で都市計画課へ提出

【注意】郵送の場合は令和7年7月2日必着

※意見の受付は終了しました。

《住民説明会の開催》

邑楽南地区地区計画の変更（原案）について、下記の日程で住民説明会を実施しました。

期日：令和7年6月21日

時間：午前10時から午前11時

場所：長柄公民館ホール

■都市計画法第16条第1項に基づく公聴会の開催

《都市計画(原案)の閲覧》

内容：邑楽南地区地区計画の変更（原案）

期間：令和7年8月14日から令和7年8月28日（土・日曜日、祝日を除く）

時間：午前8時30分から午後5時15分

場所：役場都市計画課

※閲覧期間は終了しました。

《公述人の受付》

公聴会で意見発表を希望する人は、閲覧期間中に公述申出書を提出することができます。

※公述申出書を提出した場合、公聴会で意見を述べてもらうことがあります。

提出方法：必要事項を記載した「申出書」を役場都市計画課へ直接持参または郵送。なお、
申込多数の場合は、町が公述人を選定します。

提出期限：令和7年8月28日まで（郵送の場合は令和7年8月28日まで必着）
※申出書の受付は終了しました。

《都市計画変更の公聴会》

内容：邑楽南地区地区計画の変更（原案）に対する公述人の意見発表

とき：令和7年9月26日 午後2時から

会場：役場2階 201会議室

下記のとおり都市計画原案の閲覧を行ったところ、邑楽町決定案件に対する申し出者は0人だったため、邑楽町決定案件に対する公聴会は開催されませんでした。

案の作成

■都市計画法第17条に基づく縦覧

《都市計画（案）の縦覧》

内容：邑楽南地区地区計画の変更(案)

期間：令和7年10月6日から令和7年10月20日（土・日曜日、祝日を除く）

時間：午前8時30分から午後5時15分

場所：役場都市計画課

※縦覧期間は終了しました。

《意見の受付》

意見のある人は期間中に意見書を提出できます。下記の関連ファイル「意見書」に必要事項を記入したものをお、直接または郵送で都市計画課へ提出してください。

受付期間：令和7年10月6日から10月20日

提 出：直接または郵送で都市計画課へ提出

【注 意】郵送の場合は令和7年10月20日必着

※意見の受付は終了しました。

■都市計画法第19条に基づく決定手続

《邑楽町都市計画審議会による承認》

令和7年11月21日に開催された邑楽町都市計画審議会において、館林都市計画地区計画の変更（邑楽南地区）を付議したところ、承認されました。

開催日時：令和7年11月21日 午前10時から
付議事項：館林都市計画地区計画の変更（邑楽南地区）
結果：承認

■都市計画法第20条に基づく決定告示

告示日：令和8年1月1日